

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉情報システム 養護老人ホーム事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、福祉情報システムの養護老人ホーム事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神戸市

## 公表日

令和8年3月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養護老人ホーム事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号。以下「法」という。)に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、各区福祉事務所長が養護老人ホームへ措置入所させている。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</p> <p>1. 本人確認事務 (1)受給者の個人番号確認と身元(実存)確認 ・養護老人ホームの申請を受け付ける際に、個人番号を記入してもらうことで、個人番号確認や身元(実存)確認の事務を行う。</p> <p>2. 受給者の所得確認事務 (1)所得額の確認 ・養護老人ホームの本人徴収月額はその所得額によって決まるため、本人の所得額を確認するために、個人番号を利用した事務を行う。</p>
③システムの名称	「福祉情報システム」、「共通基盤システム(庁内連携システム)」、「統合宛名システム」、「中間サーバーシステム」
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)養護老人ホーム台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表86、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-6014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸市福祉局高齢福祉課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館4階) 078-322-5219

9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉情報システム専用端末へのログインにあたっては、ユーザーID及びICカードによる認証及びパスワードの設定を行い、操作者を業務システム管理者、業務システム担当者、機器利用管理者、機器利用担当者(以下、「操作権限者」という。)に限定している。また同様に福祉情報システムへのログインにあたっては別途ID、パスワードを設定する運用をしている。 業務システム管理者は、ユーザーIDの設定にあたっては、操作権限者が従事する業務に応じて操作できる範囲が限定されるよう権限管理およびユーザーIDの管理し、適宜操作権限者の操作ログを収集し解析するなど、ユーザーIDが適正に利用されているかを確認している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神戸市市長室広報戦略部市民情報サービス課 情報公開担当 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	神戸市地域協働局市民情報サービス課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号 078-322-6014	事後	
	I.7特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神戸市福祉局高齢福祉課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館5階) 078-322-5221	神戸市福祉局高齢福祉課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館4階) 078-322-5219	事後	
	II.1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
	II.2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
	IV.11最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策  当該対策は十分か 十分である  判断の根拠 福祉情報システム専用端末へのログインにあたっては、ユーザーID及びICカードによる認証及びパスワードの設定を行い、操作者を業務システム管理者、業務システム担当者、機器利用管理者、機器利用担当者(以下、「操作権限者」という。)に限定している。また同様に福祉情報システムへのログインにあたっては別途ID、パスワードを設定する運用をしている。 業務システム管理者は、ユーザーIDの設定にあたっては、操作権限者が従事する業務に応じて操作できる範囲が限定されるよう権限管理およびユーザーIDの管理し、適宜操作権限者の操作ログを収集し解析するなど、ユーザーIDが適正に利用されているかを確認している。	事後	
	I.3個人情報の利用	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の41の項	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の61の項	事後	
	I.3情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二(第61、62項)	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表86、87の項	事後	